

特許庁委託事業

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

の帰属については明文の規定がありません。職務発明制度の規定であるラオス知的財産法第 44 条は、産業財産権全般についての規定であり、小特許権は産業財産権に含まれます（ラオス知的財産法第 3 条第 3 号）。従いまして、職務考案については、特許に準じます。

5. マレーシア

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（マレーシア特許法（Patents Act）第 18 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、マレーシア特許法第 20 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

雇用契約において別段の定めがない限り、その雇用契約の履行によって行われた発明に関して特許を受ける権利は、使用者に属するものとみなされます。

雇用契約上、発明活動に従事する義務を負わされていない従業者が、その使用者から使用を委ねられている情報又は手段を使用し、使用者の業務分野における発明をしたときも、その発明に関して特許を受ける権利は、使用者に属するものとみなされます。

④ 発明報奨制度の法令と実態

マレーシア特許法第 20 条に、職務発明をなした場合に受けることができる相当の対価について規定があります。

雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、その雇用契約が締結されたときに当事者が合理的に予想する範囲をはるかに超える経済的価値を獲得した場合は、発明者は公正な報酬を受ける権利を有するものとされ、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所がその報酬を定めることができるものとされており

ます。雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合には、発明をなした時点で公正な報酬を受ける権利を有するものとされ、当事者間に合意が成立しない場合には、裁判所が従業者の給与、その発明の経済的価値及び使用者がその発明から得る利益を考慮して定めるものとされており

ます。なお、相当の対価の支払いの実態については情報が公開されておりません。

(2) 創 作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（マレーシア意匠法（Industrial Designs Act）第 11 条）。

② 職務創作制度の有無

職務創作制度は存在し、マレーシア意匠法 10 条に規定があります。

③ 職務創作の要件と効果

意匠が金銭又は金銭的価値を以てする委託の遂行により創作される場合は、当該意匠を委託する者は、当事者間に別段の合意があれば、これに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われます。

これに該当しない場合において、意匠が職務遂行中の従業者により創作されるときは、当該従業者の使用者は、当事者間に別段の合意があれば、これに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。

④ 創作報奨制度の法令と実態

マレーシア意匠法に創作報奨についての規定はなく、創作報奨を支払う運用もなされていないようです。

(3) 小発明

小発明は、実用新案として保護されることが、マレーシア特許法第 IVA 部（第 17 条から第 17C 条）に規定されています。実用新案を受ける権利については、第 17A 条において特許の規定である第 18 条から第 22 条を準用しています。従いまして、実用新案を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

6. ミャンマー

特許法・意匠法が未施行のため、職務発明・職務創作に関する規定も運用されておられません。

7. フィリピン

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（フィリピン知的財産法（Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No.8293)）第 28 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、フィリピン知的財産法第 30 条に規定があります。

特許庁委託

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。